

校 長		事 務 長		係 員		主 任	
<p>令和 <u>7</u> 年度</p> <p>仕様書番号 <u>益高委 第 1 号</u></p> <p>委託業務名 <u>岐阜県立益田清風高等学校で実施する建築基準法第12条定期点検等委託業務</u></p>							
場 所	下呂市 萩原町 萩原 地内			契約年月日	令和 年 月 日		
				完了期限	令和 8年 1月 22日		

(乙) 岐阜県立益田清風高等学校で実施する建築基準法第12条定期点検等委託業務

設 計 内 容	
1 業務内容	
・「岐阜県立益田清風高等学校で実施する建築基準法第12条定期点検等委託業務 仕様書」による。	
2 提出書類(詳細は仕様書による)	
1. 点検実施計画書	1 部
2. 調査結果報告書	2 部
3. 調査結果報告書データ (CD-R)	2 部
4. その他必要と認められるもの	1 式
3 共通事項	
・暴力団の排除措置	
(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務	
a. 受注者は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。	
なお、通報がない場合は入札参加資格を停止をすることがある。	
b. 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。	

